○九州地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日　九州地方整備局長　吉崎　収

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	延岡市北川町長井字本村五四一〇番一から同市天下町一五六番八まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年十二月十五日十五時

○北海道開発局告示第百十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日　北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百三十六号

(二)　道路の区域

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道苫前郡苫前町字霧立国有林留萌森林計画区留萌南部森林管理署二一六〇林班た小班地内	前	BA	一〇・〇〇～三二・七四メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	BA	一〇・〇〇～三二・七四メートル 一二・〇〇～六六・二九メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

二　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百三十九号

(二)　道路の区域

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河西郡更別村字更別南一線九八番七七地内	前	二一・八二～二四・〇六メートル	〇・〇一五キロメートル	
	後	二一・八二～二四・〇六メートル	〇・〇一五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

三　道路の種類　一般国道

(一)　路線名　二百七十四号

(二)　道路の区域

(三)

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道河東郡士幌町字中音更基線一五八番四から同町字士幌東一線一六六番五まで	前	BA	一〇・〇〇～三二・七四メートル 一二・〇〇～六六・二九メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地区分をいう。
	後	BA	一〇・〇〇～三二・七四メートル 一二・〇〇～六六・二九メートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局帯広開発建設部

四　(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道幌泉郡えりも町字大和一〇〇三番地先から同町字大和三四番一まで	前	二二・〇〇～六四・二三メートル	〇・四二三キロメートル	
	後	二二・〇〇～九四・一五メートル	〇・四二三キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第百二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十二号及び二百三十三号	旭川市神居町神居古潭国有林上川南部森林計画区上川中部森林管理署二八九林班に小班地内	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年十二月十四日

○北海道開発局告示第百二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年十二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月十四日　北海道開発局長　関　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十四号	北海道河東郡士幌町字中音更基線一五八番一から同町字士幌西二線一三六番二四まで	北海道開発局及び同局帯広開発建設部

供用開始の期日　平成二十四年十二月十五日

人事異動

総務省

（熊本県副知事）

大臣官房付に採用する　兵谷　芳康

（大臣官房付）総務事務官　兵谷　芳康

辞職を承認する（以上六月十三日）

（自治行政局選挙部政治資金課）

長）総務事務官　大泉　淳一

自治行政局選挙部政治資金課政党助成室長事務取扱を命ずる（六月二十日）

（情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長併任内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）命内閣官房郵政民営化推進室参事官）総務事務官　徳永　誠司

辞職を承認する

（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構総務部長）　大高　光三

情報流通行政局付に採用する

（情報流通行政局付）総務事務官　大高　光三

（総合通信基盤局電気通信事業部長）同　原口　亮介

辞職を承認する（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）命内閣官房郵政民営化推進室参事官併任郵政民営化委員会事務局参事官）内閣事務官　土屋　光弘

情報流通行政局付に採用する

（情報流通行政局付）総務事務官　土屋　光弘

（大臣官房付併任大臣官房参事官併任自治大学校命大臣官房企画官事務取扱）同　井上　博士

辞職を承認する（各通）（以上六月三十日）

（総合通信基盤局総務課調査官併任情報通信国際戦略局情報通信政策課）総務事務官　藤野　克

情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長に昇任させる

情報通信国際戦略局情報通信政策課の併任を解除する